

国保保険証の1斉更新

高齢受給者証を
統合しました

国民健康保険の保険証は、8月1日に1斉更新されます。従来、70歳以上の人は医療機関で受診する際、保険証のほかに高齢受給者証も必要でしたが、今回から1枚に統合しました。

配達記録で郵送

更新される保険証は、7月上旬から配達記録で郵送します。

配達時に不在の場合は、7月31日(木)まで成田郵便局に一時保管されますので、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載してある連絡先へ問い合わせてください。8月1日(金)以降は保険年金課で保管します。

有効期限が異なる場合も

保険証の有効期限は、最長で平成20年7月31日までですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合があります。

有効期限の過ぎた保険証は

現在お持ちの保険証は、有効期限が過ぎてから、次の公共施設内の保険証回収箱へ返却してください。

い。

また、同施設には、カード型保険証の保存用ビニールケースがありますので、ぜひご利用ください。

回収箱設置施設 Ⅱ 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室、市立図書館、各公民館、美郷台地区会館、保健福祉館、保健福祉館大栄分館、三里塚コミュニティセンター、国保大栄診療所

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費に
補助金を交付

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは、18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を交付

合併処理浄化槽の補助金

設置費補助金		維持管理費補助金		
人槽区分	通常型合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽(窒素除去型)	高度処理型浄化槽(窒素・リン除去型)	
5人槽	332,000円	444,000円	528,000円	
6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円	
8~10人槽	548,000円	576,000円	963,000円	
11~20人槽	939,000円	1,092,000円	—	
21~30人槽	1,472,000円	1,860,000円	—	
31~50人槽	2,037,000円	2,496,000円	—	
			人槽区分	
			限度額	
			5人槽	18,000円
			6人槽	21,000円
			7人槽	24,000円
			8人槽	27,000円
			10人槽	33,000円
			11~50人槽	33,000円

します。

印旛沼流域については、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なります。補助額は人槽によって異なります。合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった費用の2分の1相当額(限度額あり)です。

※騒音地域については、設置費補助金、維持管理費補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-15331)へ。

街路樹害虫

早期発見に
ご協力を

市では、街路樹の害虫防除を定期的にを行っています。被害を最小に抑えるためには、害虫を早期に発見し防除することが必要です。街路樹の葉に異変や害虫を発見した場合、道路維持課へ連絡してください。

※くわしくは道路維持課(☎20-15551)へ。

避難支援制度

災害時要援護者の
皆さんへ

平成20年1月、災害時に自力で避難することが困難だと思われる人に「災害時要援護者避難支援制度」の登録について「の」文書を送付しました。まだ返送していない人は、7月31日までに返送してください。※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

空き地

所有者は
適正な管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所とされたり、害虫類の発生原因となるなど生活環境を悪化させることとなります。空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう、早めに草を刈るなど適正な土地管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので、ご利用ください。※くわしくは環境対策課(☎20-15332)へ。

水稲に薬剤散布

ラジコンヘリコプター
で実施

成田市植物防疫協会(地区主体で実施)、成田市下総地区植物防疫協会、成田市大栄地区植物防疫協会では、水稲をイモチ病・紋枯病などの病害虫から守り良質な米を作るため、ラジコンヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

期日と散布地区は下表の通りです。作業予定時間はともに午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布にあたっては、被害防止に極力配慮しますが、次のことに注意してください。

○薬剤の散布時間は、一部通勤・通学時間帯に重なる場合があります。そのため、区内の水田周辺のため、

薬剤散布の期日・地区

期日	地区
7月13日(日)～15日(火)	下総地区
7月19日(土)・20日(日)	大栄地区
7月21日(月・祝)	豊住・遠山地区
7月22日(火)	久住・中郷地区
7月23日(水)	公津・八生地区

通行、駐車をなるべく避けるなど薬剤がからまないように注意する

○洗濯物や寝具などは外に干さないようにし、小動物の糞などにはカバーをする

○薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落とす。心配なときは農政課、北総農業共済組合、各支所農産土木課へ相談する

緊急時は健康増進課(☎27・1111)、成田赤十字病院(☎22・2311)、神崎クリニック

救急出動増加中!

大切な命を
救うために

救急車の出動件数の増加により、近くの救急車が出動のため救急車の到着が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。

症状や事故の状況から、急いで病院での処置が必要と思ったときには、迷わず119番通報をしてください。しかし、緊急性がない

(☎0478・72・3117)へ連絡してください。
※くわしくは農政課(☎20・1541)、北総農業共済組合(☎043・481・6911)、下総支所農産土木課(☎96・11112)、大栄支所農産土木課(☎73・8063)へ。

市長日誌

(6月1日～15日)

- 1日 関東綱引選手権大会
- 2日 地域振興連絡協議会総会
- 3日 成田祇園祭実行委員会
- 4日 首都圏中央連絡自動車道建設促進
県民会議総会
定例記者会見
- 5日 歯の衛生週間審査会・表彰式
成田市観光協会総会
- 6日 6月定例市議会開会(～25日)
伊能歌舞伎米研究会総会
- 7日 久住地区空港対策委員会総会
- 8日 市消防操法大会
成田ニュータウン地区防犯パト
ロール隊総会
- 9日 教育長就任式
- 10日 市議会一般質問(～12日)
- 12日 千葉ロッテマリーンズサンクスタ
ウン成田デー
- 13日 社会を明るくする運動成田市実施
委員会
市議会空港対策特別委員会
- 14日 成田空港騒音対策地域連絡協議会総会



始球式で自慢の速球を披露

スプレー缶・カセットボンベ

必ず使い切ってから
指定ごみ袋へ

場合には、自家用車などで病院に行くように、皆さんのご理解とご協力をお願いします。
※くわしくは市消防本部警防課(☎20・15992)へ。

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器をごみとして出す場合は、中身を空にしてください。中身が入っていると、収集時や清掃工場で処理を行う際、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このようなことが発生すると、働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合には、修繕に多額の費用と日数を要し、ごみ処理機能が停止するなどの影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどを使い切って穴を開け、シンナーなどの容器は、中身を空にし栓を開けたままか、上ぶたを取って「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)に、下総・大栄地区は「ビン・カン」(黄色の指定袋)に入れ、それぞれ収集日の朝8時30分までに集積所に出してください。

農地違反転用防止

転用には
許可や届け出が必要

7月1日～9月30日は、農地違反転用防止対策強化特別月間です。次の場合は、農業委員会などの許可が必要になりますので注意してください。

○農地を宅地、駐車場、資材置場などに転用する場合(市街化区域については届け出)

○農地の埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する場合

違反者には県と農業委員会が工事中止、農地への復元などの勧告を行います。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

※くわしくは市農業委員会(☎20・1573)へ。

保険料の免除制度

納付が困難なときは 申請を

平成20年度国民年金の保険料は14,410円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。経済的な理由で納付が困難なときは、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

全額免除と一部免除

- 全額免除：保険料の全額が免除（年金額は1/3）
 - 4分の1納付：保険料の3/4が免除（年金額は1/2）
 - 2分の1納付：保険料の1/2が免除（年金額は2/3）
 - 4分の3納付：保険料の1/4が免除（年金額は5/6）
- 免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得などが、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成20年7月から平成21年6月までです（平成19年7月から平成20年6月の免除を受けるには今月中の申請が必要）。現在、給付され

ている国民年金の3分の1（将来は2分の1）は国の負担で賄われています。そのため、全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が反映されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障がいや死亡などの事態が発生すると、これらの年金が受けられない場合があります。一部納付制度を利用して、納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間および年金額に含まれませんので注意してください。

そのほかの免除制度

- 若年者納付猶予制度：30歳未満の人が対象（本人・配偶者それぞれのの前年所得が一定額以下であることが必要で、年金額には反映されません）
- 学生納付特例制度：学生が対象（本人の前年所得が118万円以下であることが必要で、年金額には反映されません）
- 法定免除：障害年金や生活保護

を受けている人が対象（年金額は3分の1）

※くわしくは佐原社会保険事務所
所 ☎0478-55-1661
または「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165、IP
電話：PHSからは☎03-6700-1165へ。

給水管の洗浄や浄水器の販売

悪質なセールスに 注意を

最近、水道部から依頼されたなどと偽って電話や訪問をし、給水管の洗浄作業や浄水器の販売を行う悪質な業者がみられます。

水道部では依頼がない限り、訪問することはありません。浄水器の販売なども行っていませんので注意してください。

※くわしくは水道部 ☎22-0269へ。

節水

限りある水を もっと大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。水は限りある貴重な資源です。水を上手に使い、

次のように節水に心掛けましょう。一人一人のちよつとした工夫が節水につながります。

- ・洗濯や庭のまき水は、風呂の残り湯で
- ・歯みがきはコップを使って
- ・洗顔は水ためて
- ・洗車はバケツ洗いで
- ・食器洗いは水をためて

※くわしくは水道部 ☎22-0269へ。

余熱利用施設の基本設計(案)

パブリックコメント 結果の公表

余熱利用施設の基本設計(案)のパブリックコメント実施結果について、市としての考え方と併せて公表しています。

意見募集期間 4月15日(火)～5月16日(金)

募集方法 広報なりた4月15日号および市ホームページに掲載。案の閲覧場所にポスターを掲示

意見提出状況

- 意見総数：39件
- 提出方法と件数
- ・Eメール 4件
- ・FAX 4件
- ・郵送 7件

- ・市ホームページ応募フォーム 10件
- ・窓口への持参 14件

寄せられたご意見と市としての考え方は、環境計画課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/kankei/index.html>)、環境計画課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)で閲覧できます。郵送を希望する人は、環境計画課 ☎20-1533へご連絡ください。

※くわしくは環境計画課へ。

7月の水道水の排水作業

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
7月7日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
7月8日(火)	並木町(ウルシ台)地区	
7月9日(水)	飯田町地区	

※くわしくは水道部工務課 ☎22-0269へ。